

佐賀県森林整備作業及び森林調査業務に係る競争入札の参加者の資格 及び資格審査に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県が発注する森林整備作業及び森林調査業務（以下「森林整備作業等」という。）について条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により契約を締結する場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項に規定する資格（以下「入札参加資格」という。）の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の森林整備作業等とは、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 造林業務（地拵え、新植及び改植をいう。）
- (2) 保育業務（補植、樹下植栽、下刈り、除伐、枝打ち、萌芽整理、かき起こし、倒木起こし、つる切り、雪起こし、根踏み、刈出し及び施肥をいう。）
- (3) 間伐業務（保育間伐、本数調整伐、収入間伐、受光伐及び抜き伐りをいう。）
- (4) 主伐業務（主伐及び整理伐をいう。）
- (5) 森林調査業務（森林整備作業に必要な面積や立木本数等の算出のための調査、同意書取得その他森林整備作業の前段として必要な業務をいう。）
- (6) その他上記作業に必要な業務（病虫獣害防除、防火線の新設又は管理、作業路の新設又は補修その他管理運営上必要な業務をいう。）

(入札参加資格及び資格審査申請書の提出)

第2条 入札参加資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、当該書類を省略することができる。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 営業概要書（様式第2号）
- (3) 印鑑証明書、印鑑証明されたもの以外の印鑑を契約書等に使用する場合は合わせて使用印鑑届（様式第3号）
- (4) 作業職員名簿（様式第4号）
- (5) 実務経験証明書（様式第5号・様式第5号の2）
- (6) 審査基準日の属する年の前年の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の写し（総会資料と相違ない旨証明したもの）又は総会資料
- (7) 納税証明書（県税の未納の額がないことを証する書類。）
- (8) 官公署等の資格・許可等を必要とする場合にあっては、資格・許可等を得たことを証する書類
- (9) 上記書類の添付書類

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査を受けることができない。

- (1) 第8条の規定により入札参加資格を取り消された者で、その取り消しの日から2年を経過しない者
- (2) 当該契約の履行に関し、官公署の許可、認可等（以下「許可等」という。）を要する場合において、許可等を得ていない者。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格の審査を受けようとする者は、次の各号の全てを満たしていなければならない。

(1) 県内に主たる事務所を有する者

(2) 県税の未納の額がない者

(3) 意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体として知事が選定した者

(4) 次の各号のいずれかに該当する技術職員を有している者

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の技術士であって、森林部門に係る登録を受けている者

イ 森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）附則第3条第1項の林業専門技術員資格試験に合格した者若しくは同条第2項の林業改良指導員資格試験に合格した者

ウ 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

エ 都道府県知事又は林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターから基幹林業作業士の認定を受けた者

オ 都道府県知事又は法第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターから林業技能作業士の認定を受けた者

カ 都道府県知事又は法第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターから林業作業士の認定を受けた者

キ 農林水産省から林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）のいずれかの登録を受けた者

ク 森林施業プランナー協会から森林施業プランナーの認定を受けた者であって、森林整備作業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ3年以上の実務経験を有する者

ケ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校、高等専門学校又は大学（以下「高等学校等」という。）において林業に関する学科を修めて卒業した者であって、当該高等学校等を卒業した後、森林整備作業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ5年以上（同法による高等専門学校又は大学を卒業した者にあつては、1年に60日以上かつ3年以上）の実務経験を有する者

コ 森林整備作業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に90日以上かつ10年以上の実務経験を有する者

(5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育（労働

安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条第 8 号及び第 8 号の 2 に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた森林整備作業に従事する作業員（技術職員を含む。以下作業職員という。）を 5 人以上雇用している者（ただし、作業職員については、いずれも年間 120 日以上の実態若しくは確実な雇用計画があること。また、作業職員 5 人のうち 3 人以上は、直近 3 年間に通算 90 日以上森林整備作業に従事した者であること。）

（入札参加資格の審査）

第 3 条 知事は、前条第 1 項の規定により申請書が提出されたときは、経営の状況、経営の規模、契約の履行実績等を審査し、入札参加資格の有無を決定するとともに、その結果を入札参加資格審査結果通知書（様式第 6 号）により当該申請者に通知するものとする。

2 入札参加資格の審査は、2 年に 1 回定期に行うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではない。

（入札参加資格の有効期間）

第 4 条 第 3 条第 1 項の規定による入札参加資格の決定の有効期間は、当該入札参加資格の決定の時から次の定期の審査における入札参加資格の決定のときまでとする。ただし、地位承継人に係る入札参加資格の有効期間は、前入札参加資格者に係る入札参加資格の有効期間の残期間とする。

（入札参加資格の承継）

第 5 条 入札参加資格者の承継人は、入札参加資格者の地位を承継しようとするときは、入札参加資格者承継承認申請書（様式第 8 号）に第 2 条第 1 項第 1 号から第 9 号に掲げる書類を添付して、知事に提出し、その承認を受けなければならない。申請にあたっては、第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定を満たしていなければならない。

2 知事は、前項の承認をするかどうかを決定し、入札参加資格承継審査結果通知書（様式第 9 号）により当該申請者に通知するものとする。

（入札参加資格申請事項の変更等の届出）

第 6 条 前条の規定により入札参加資格を有するものと決定された者（以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかに、入札参加資格者申請事項変更等届出書（様式第 7 号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 電話番号及びファックス番号
- (6) 入札参加資格の決定に係る業務を休止し、又は廃止したとき

2 前項の場合において、破産、解散又は合併により入札参加資格の決定に係る業務を廃止したときは、同項の規定による届出は、その破産管財人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人が行わなければならない。

（入札参加資格の取り消し）

第 7 条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の

入札参加資格を取り消すことができる。

- (1) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 申請書その他知事に提出する書類に虚偽の記載があったとき。

(補足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、入札参加資格に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 12 月 5 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。